

国立大学法人東京農工大学建物等管理細則の一部改正

現行	改正	備考
<p>○国立大学法人東京農工大学建物等管理細則 (平成 16 年 4 月 7 日 16 経教細則第 22 号) 改正 平成 18 年 4 月 1 日 18 細則第 2 号 平成 20 年 4 月 21 日 20 細則第 5 号 平成 21 年 11 月 16 日 21 細則第 4 号 平成 25 年 4 月 1 日 25 規程第 24 号</p> <p>(中略)</p> <p>(建物等管理責任者) 第 3 条 <u>建物等の管理の実施は、別表 1 の区域毎に行うものとする。</u> <u>2 前項に定める区域毎に建物等管理責任者(以下「管理責任者」という。)</u> <u>を置き、別表 1 に定める者をもって充てる。</u> <u>3 管理責任者が出張、疾病又はその他の理由により不在の場合は、あらかじめ管理責任者が指名する者が建物等の管理に関する業務を代理するものとする。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>○国立大学法人東京農工大学建物等管理細則 (平成 16 年 4 月 7 日 16 経教細則第 22 号) 改正 平成 18 年 4 月 1 日 18 細則第 2 号 平成 20 年 4 月 21 日 20 細則第 5 号 平成 21 年 11 月 16 日 21 細則第 4 号 平成 25 年 4 月 1 日 25 規程第 24 号 平成 28 年 9 月 5 日細則第 13 号</p> <p>(中略)</p> <p>(建物等管理責任者) 第 3 条 <u>財産管理役は、建物等の適正な管理を図るため、建物区域毎に建物等管理責任者(以下「管理責任者」という。)</u>を別表 1 のとおり置く。 <u>2 管理責任者が出張、疾病又はその他の理由により不在の場合は、あらかじめ管理責任者が指名する者が建物等の管理に関する業務を代理するものとする。</u></p> <p>(中略)</p>	

現行		改正		備考
別表 1		別表 1		
区域名称	建物等管理責任者	区域名称	建物等管理責任者	
(中略)		(中略)		
学生系事務棟	学務部長	学生系事務棟	学務部長	
府中国際交流会館		府中国際交流会館		
楓寮		楓寮		
樺寮		樺寮		
桜寮		桜寮		
(新設)		檜寮		
小金井国際交流会館		小金井国際交流会館		
館山荘地区		館山荘地区		
(中略)		(中略)		
府中職員宿舎地区	財務部長	府中寮地区	財務部長	
小金井職員宿舎地区		小金井宿舎地区		
(新設)		レジデンス農工大地区(土地に限る。)		
府中幸町宿舎地区		府中幸町宿舎地区		

附 則 (平成 28 年 9 月 5 日細則第 13 号)
この細則は、平成 28 年 9 月 5 日から施行する。